

令和 7 年 9 月 11 日

課 名 地域政策局

平和推進プロジェクト・チーム

担当者 担当課長（平和推進担当）山本

内 線 2365

へいわ創造機構ひろしま（HOPe）の一般社団法人化について

1 趣旨

へいわ創造機構ひろしま（以下「HOPe」という。）を県が出資しない一般社団法人として設立（登記は、11 月中予定）し、令和 7 年 12 月 1 日（予定）に業務を開始する。

2 目的

○活動基盤の強化

広島が国際平和拠点となり、核兵器のない平和な国際社会の実現という使命と役割を果たしていくため、HOPe に平和に関する資源の集積機能等を備えるとともに、その活動を拡大していく必要がある。そのため、資金を国内外から幅広く獲得するための仕組みを確立し、マルチステイクホルダーとともに、主体的に活動していくための基盤づくりの第一歩として、法人化を行う。

○国連における NGO としての活動

将来的には、国連経済社会理事会の NGO（非政府組織）として認定を受け、国連において活動していくことも視野に入れており、その認定を受けるためには、（地方）政府組織からの出資などの関与がなく、基本的な財源が賛同者からの寄附等により賄われることが必要であることから、県が出資しない法人を設立する。

3 現状・背景

核兵器を取り巻く国際情勢が厳しさを増し、多くの国が核抑止への依存を高めつつあるなど、核兵器使用のリスクがこれまでになく高まっている中、核兵器廃絶に向けた取組を強化する必要がある。

4 一般社団法人化によるメリット

○政策的なメリット

- ・行政の活動の枠を超えた国際社会・国連を舞台とする NGO（非政府組織）としての活動が可能となる。（将来構想）

（県のオーソリティの活用）

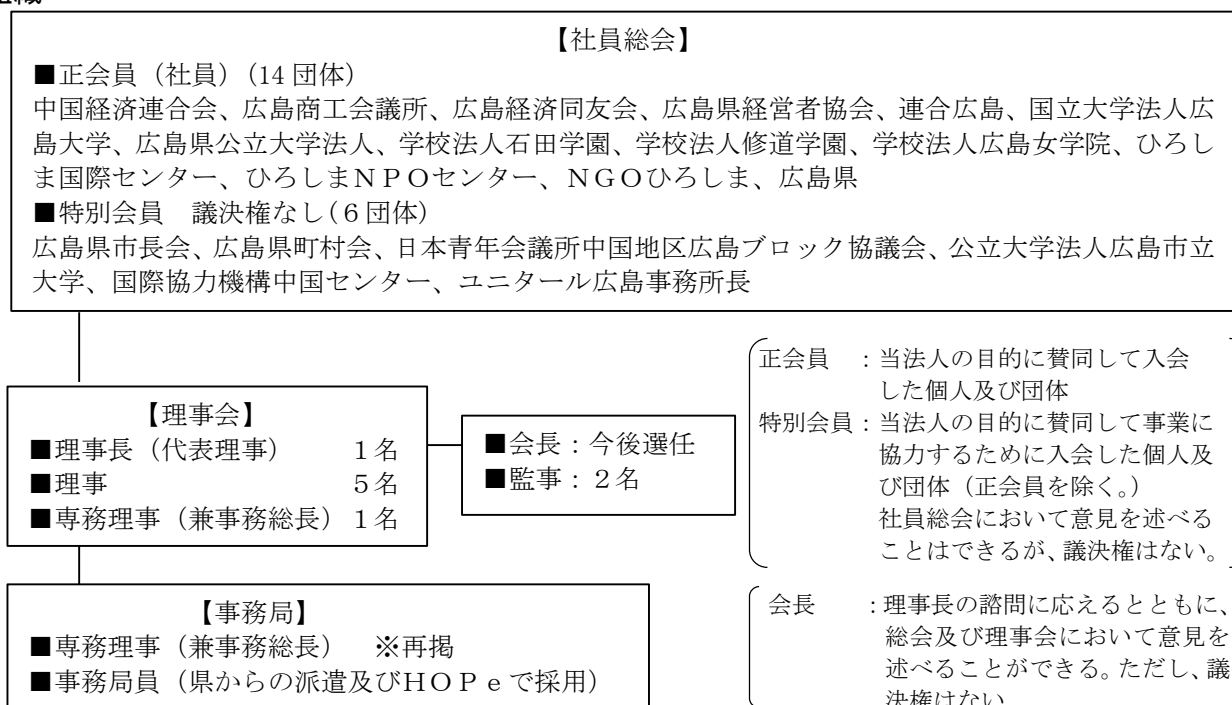
- ・法人化後も、県のオーソリティを最大限活用し、基本的に、県と HOPe の共催で事業を実施することにより、HOPe の認知度を上げ、自主財源の獲得に繋げていく。

○制度的なメリット

- ・社会的信用を持った組織となり、国内外からの自主財源獲得の基盤づくりの第一歩となる。
- ・自主財源は、HOPe においてルールを定め、資金運用や事業執行を行う。
（（例）リスクと利回りのバランスを取った資金運用、複数年度に渉る事業の実施等）
- ・平和の取組を大きく進めていくため、HOPe 独自の専門人材の確保・活用を行う。

5 組織・運営等

○組織



○運営

- ・寄附等の自主財源獲得に努めるとともに、その性質上、県で行うべき事業（核兵器と安全保障を学ぶ広島—I C A N アカデミー、国際平和拠点ひろしま構想推進委員会など）以外は、県からの負担金及び自主財源により、県との共催で実施。

（令和7年8月末寄附実績 約9.8億円（県受領：約8.5億円、HOPe受領：約1.3億円））

○事務所

- ・費用削減及び県との円滑な運営体制確保のため、県庁内に置く。

○役員（案）

（五十音順）

職名	氏名	所属等
理事長	阿部 信泰	元国連事務次長、国際平和拠点ひろしま構想推進委員会座長
理事	太田 昌克	共同通信社編集委員（論説委員兼務）、長崎大学核兵器廃絶センター客員教授
理事	加治 慶光	㈱シナモン会長兼 CSDO、世界平和経済人会議特別顧問
理事	佐々木 茂喜	オタフクホールディングス㈱会長、（一社）広島県観光連盟会長、（一社）国連ユニタール協会理事長
理事	戸崎 洋史	広島大学平和センター准教授
理事	庭田 杏珠	広島テレビ放送㈱記者、県／HOPe人材育成プログラム修了者
専務理事	濱本 清孝	県国際・平和推進担当部長
監事	足立 太輝	県会計管理者（兼）会計管理部長
監事	金本 善行	公認会計士

○予算（単県）

25,113千円

6 今後のスケジュール（予定）

- 令和7年9月16日 創立総会の開催
(設立登記に向けて、定款（設立時役員を含む）（案）等を確定)
- 令和7年11月 設立登記
- 令和7年11月 社員総会
(予算の報告、役員報酬等の決定)
- 令和7年12月1日 業務開始
- 令和7年12月以降 設立記念イベント
- 令和8年3月31日 任意団体へいわ創造機構ひろしま（HOPe）の解散

7 定款（案）（抜粋）

（名称）

- 第1条 当法人は、一般社団法人へいわ創造機構ひろしまと称する。
- 2 英文では、Hiroshima Organization for Global Peace と表記し、その頭文字等を取って HOPe（ホープ）と略称する。

（目的）

- 第3条 当法人は、様々な主体とのネットワークを構築しながら、国際社会の平和と発展への貢献、さらには、地方自治、経済、教育の振興に取り組み、核兵器のない平和な世界の実現に寄与することを目的とする。

（事業）

- 第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- （1）核兵器廃絶と国際平和の実現に貢献する調査・研究事業
 - （2）持続可能な発展に向けた新たな政策づくりに関する調査・研究事業
 - （3）核兵器廃絶と国際平和の実現に貢献する人材育成及び教育・啓発事業
 - （4）核兵器廃絶に向けた賛同者の拡大と行動につなげる情報発信事業
 - （5）平和問題解決へ主体的に行動するコミュニティの形成事業
 - （6）平和に関する資源の集積事業
 - （7）前各号に係る会議等の開催及び政策提言事業
 - （8）前各号に係る地方自治、経済及び教育の振興事業
 - （9）その他当法人の目的を達成するために必要な事業

（会員の構成）

- 第5条 当法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。
- （1）正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
 - （2）特別会員 当法人の目的に賛同して事業に協力するために入会した個人及び団体（前号に掲げるものを除く。）